令和６年度奈良市障害福祉サービス等情報公表事務に関する実施要領

（目的）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の３及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報の報告及び公表について、奈良市長（以下「市長」という。）が事業者から報告される情報の受理、調査及び情報の公表等の事務（以下「情報公表事務」という。）を実施するにあたり、事務を効率的かつ円滑に行うためこの実施要領を策定する。

（基準日）

第２条　この実施要領で定める基準日は、令和６年４月１日とする。

（実施期間）

第３条　この実施要領で定める情報公表事務の実施期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

（報告の対象となる事業者）

第４条　報告の対象となる事業者は、基準日より前において障害者総合支援法第76条の３第１項に規定する情報公表対象サービス等及び児童福祉法第33条の18第１項に規定する情報公表対象支援（以下「対象サービス等」という。）について指定を受けている事業者とする。ただし、災害その他市長に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該指定を受けたときに報告の対象となる。

（報告及び公表の方法）

第５条　対象サービス等情報の報告、公表にあたっては、対象サービス等が都道府県や市町村等の圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の対象サービス等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて一元的に行うこととする。

２　事業者は、公表システムを通じ市長へ報告することとする。

３　新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請の際に別紙「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」を市長に提出するものとする。

４　市長及び事業者は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供及び閲覧等を行うものとする。

（報告の開始日）

第６条　報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和６年５月１日とする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。

（報告の期限）

第７条　報告期限は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和６年７月31日とする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告期限は、当該対象サービス等の指定を受けた日から１か月以内とする。

（報告の内容）

第８条　基準日より前に対象サービスを提供した実績を有する事業者が報告すべき対象サービス等に係る情報（以下「対象サービス等情報」という。）の内容は、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）別表第１号及び別表第２号、若しくは児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第２号及び別表第３号に掲げる項目とする。

２　基準日より前に対象サービスの提供実績がない事業者又は基準日以降に対象サービスの提供を開始する事業所が報告すべき対象サービス等情報の内容は、障害者総合支援法施行規則別表第１号若しくは児童福祉法施行規則別表第２号に掲げる項目とする。なお、この場合においては、対象サービス提供の実績が生じた後おおむね３か月をめどに、障害者総合支援法施行規則別表第２号及び児童福祉法施行規則別表第３号に掲げる項目についても、報告するよう努めることとする。

（公表の時期）

第９条　対象サービス等情報の公表の実施時期は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、報告後２か月以内とする。

２　基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、公表の実施時期は、報告後１か月以内とする。

（障害福祉サービス等情報の更新の取扱い）

第10条　法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号、ホームページのＵＲＬ及びメールアドレスについては、対象サービス等を行う事業者及び事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときは、市長に報告を行うこととする。

２　前項に掲げる以外の事項について修正又は変更があった場合には、事業者は速やかに情報の更新を行うよう努めるものとする。

（命令を受けた事業者の取扱い）

第11条　事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の３第４項及び児童福祉法第33条の18第４項の規定により、報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

（苦情等の対応）

第12条　公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、奈良市福祉部障がい福祉課とする。

　　　附　則

　　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

